

中學校教育の問題シンポジウム

兒 玉 九 十

一

西村氏は中學教育の改善を要すべき緊要なる問題として

- 一、中學校修業年限問題。
- 二、中學教育と劃一打破。
- 三、上級學校入學試験と大量的教育問題。

の三つの問題を捉へて詳細に論述されてゐる。以上の三問題は從來、屢々論議された事で中學教育の事情に精通せるものならば何人と雖も、中學改善問題中の最も重要にして緊急なる問題とする事に異議はないと思ふ。

併し、其の内容に就いては、意見の一致點もあり、相違點もあり、又補正すべき點がないではない。以下、順を追うて、氏の所説に對し、私の考を述べて見たいと思ふ。

二

氏は中學修業年限問題の歴史を略述して中學校は最低五個年を要するものと斷定を下し、其の理由として、一般文化の退歩、青年創造期の教養、生徒教養上の考察、地方經濟關係等の五方面を説き、五年論を強調してゐる。私は其の所論に少しも異存はない。否、寧ろ、氏の所論は餘りに穩か過ぎる位にも思ふのである。年限短縮の問題は氏の略史中にもある通り、實業家が大學卒業生が餘りに年長じ、實社會に於ける活動期間の乏しきを憂へて、大學年限短縮の必要を叫び出したのが元で、議會の建議案となり、文政當局の改造着手となつたもので、元々、大學の修業年限短縮の問題が骨子なのである。さればこそ、文政當局は、最初、輿論通り、正直に大學改造に着手し、菊池男爵の學藝大學案を得て世の希望に添ふ積りだつたのである。然るに一度、之を發表するや大學側の猛反對に遭遇して、終に引込めてしまつた。次に高校を二年にして一年短縮せんとして、これ又高校の反對に遭つて中止し、最後に中學四年よりの連絡となし、中學を事實上、一年短縮してしまつた譯である。此の時は前二回の苦き經驗で、豫め世論に問ふ事をせず、抜き打的にきめてしまつて發表し、中學校長が反對しだした時は後の祭で、如何とも仕様がなかつたのである。斯様な次第で中學四年連絡問題は純粹の國家教育の必要より起つたものではなくして、時の爲政者が議會の建議には従はねばならぬ、さりとて大學側の反對を押切り之が改造を斷行するの勇氣なく、自己の面目維持上、且又、俗眼を晦まし、議會の建議尊重の如く見せかけんとする窮餘の一策として行はれた極めて不純なものである。當時の世論の要求は大學の年限短縮であつて、中學小學專門學校等の年限短縮の要求などは毫末もなかつたのである。其の大學といふのも學者養成の大學の年限を縮めよといふのではなくして、卒業後、直ちに就職せんとする多數の學生を收容する大學の年限短縮である。輿論の眞意を端的にいふならば、「就職希望者の入學する大學は專門學校式にすべし、學者養成の大學は必要あらば年限延長も可なり」といふ事なのである。此の眞意を汲んで生れたのが菊池男爵の學藝大學案であつた。大學の年限を短縮するとしたら、其の豫科（事實上大學の一部）たる高校全廢か、高校の年限短縮かに依る外、道はないので、中學校の年限を減じて大學の年限短縮などといふのは全く羊頭狗肉の誤魔化しといふべきである。況んや、此の四年連絡問題を土臺として、中學を四年打切りにせんとするが如きは益々以て暴擧と言はざる

を得ぬ。何となれば、國家はその繁榮強化を計るために、國民上下の心的懸隔を出来るだけ減ずる様に務めねばならぬ。それには一般民衆教育のレベルを少しでも高め第一に義務教育の年限延長とその充實とを計らなくてはならぬ。次いで此の初等教育を受けた大衆の幹部として、此等をリードする地位に立つ者を養成する中等教育の充實をはかるべきである。そのためには中學教育に少くとも今迄與へられたる年限を與ふる必要のある事は全く當然の事である。それを高等教育に進む極めて少数者の便利のために一年縮め多數の利益を犠牲にするが如きは中學教育の本質を辨へざる處置で、大衆幹部の素質を劣化せしむる悪策たる事は何人にも首肯出来る事である。かゝる國家の損失にして、又大衆の損失たる中學年限短縮の如きは斷乎として排すべきである。氏は中學自體の立場よりの主張を強調して居られるが、私はそれに附加へて大衆リードの幹部性陶冶上、中等教育の確立及び充實の必要を強く絶叫したいのである。

三

明治の初に日本が開國して歐米に接した時各國の物質文化の進歩著しきに驚き、一刻も速に歐米に倣つて富國強兵を計らんとし、その手段として出来たのが明治の偏知教育である。此の方法は當時としては、日本の國情上、必要缺くべからざるものであつたが、斯様な一時的の止むを得ざる手段に出でたるものは、當然、時を得て改造さるべきものであつた。

其の改造の時期としては日清戦後、日露戦後の兩時期があつたが、此の時は何等根本的改造が行はれずじまつた。全く好機を逸したわけである。されば、今以て日本の教育は全體から見て歐米の臭氣が残つてゐる。否、寧ろ、歐米臭紛々と言つた方が適當かも知れない。随つて、物質的偏知教育になつてゐる。中學教育に、特に此の感が深い。氏が此の主智的、劃一的、豫備校主義を打破し、個性尊重の、實社會に即した教育に改造する事の必要を叫んで居る事は中學教育の内容改造の大體方針として至極妥當と思ふ。その實行方法として基本科目と選擇科目を分ち、自由時間を多からしむる事、課程を一種二種に分つ事などもいゝと思ふ。

併し私は更に一步進めて中學教育の眼目、目標につき考究する必要がある様に思ふ。かくいふと、「中學校令」第一條で明ではないかといふ反問が出るかもしれない。けれども斯様な抽象的のものでなく、一目して何人にもピリッと響く中學教育の目標をほしいと思ふ。それには中學教育の使命、本質を明にする事が必要である。中學校は十三、四歳より十八、九歳に至る期間の青少年の教育所である。心理學上、中學時代の前半は少年後期、後半は青年前期に屬する。少年後期より青年前期に移るに従つて心身の發育著しく、自我觀念を始めとして、人間一生の基礎たる諸性能は此の期に於て全部出揃ふのである。中學教育は斯る重大なる時期にある青少年に對し、肉體上、精神上、人間一生の土臺の陶冶をなさしめ、且つ一般大衆に伍して而も彼方に理想を認め、中堅先達となつて事に當るリーダーシップリーダーシップの訓練をなすを以て任務とするものである。されば人間一生の土臺陶冶と大衆の中堅幹部性の二點こそ中學教育の兩眼とすべき事であらうと思ふ。私は現在の中學は勿論の事凡ての中等學校が此の二點を中心に教授要目、指導方針共に根本的の立て直しをせねばならぬものと信じてゐる。一種二種、基本科目、増加科目位の姑息なる改革では中學教育に生氣を吹き込み、國運を雙肩に荷ふ潑刺たる人材を得る事は出来ないと思ふ。斯る中學教育の根本的改善は同時に教育全般の大改革を伴ふ事は當然の事である。

四

上級學校の入學試験問題には突飛なのがあつて困つたものである。この原因は上級學校當事者の教育的精神の缺乏、並に文部省の監督不徹底等にあると思ふ。されば氏の提案の如きものを實行せしむるには、此等の當事者の頭の改造が先決問題ではないかと思ふ。然らずんば、他から何をいはうと風馬牛に終り、當事者自身に、如何にせば青年の心

身を害する事なくして、試験をなし得べきかといふ如き教育的態度、及び研究心が生じて來ないではないかと思ふ。

次に大量教育の非なる事は氏と同感である。日本の教育組織上の大缺陷は各學校とも、教育出來兼ねる程の多數の生徒を收容する大量主義と高等職業教育機關が大學専門の上下二種類ある事である。後者は大學改造を斷行さへすれば忽ちにして解決される問題であるが、前者は經濟に關係するので餘程解決が困難だと思ふ。併し氏の論述の如く校長や教師の到底教育しきれぬ數を收容して教育せよといふのであるから甚だ無理の要求といふべきである。氏は今急に一校の定員減少が無理ならば一級の人員だけなりと三、四十名位にしたいと述べて居る。入學志願者が全般から言つて減じて居る際であるから、學級人員を四十名位に減ずる事は當局に熱意があれば實行難ではないと思ふ。それには教育實際家がつと熱心になつて當局を動かす様でなくてはならぬと思ふ。理想をいふなら一學校の全定員が校長の目が届き、校長自ら生徒の個性及び心身の變化を觀察して自らも指導に當り、又各教師の觀察指導の適否を判定し、注意を與へ得る程度にする必要があると思ふ。それには小中學校共、一校五百人位に限る事が日本の現状から考へて妥當の様に思ふ。

五

之を要するに西村氏の所論は最初に同氏が斷つて居らるゝ通り、從來屢論議されてゐる重要なる二三の問題の紹介であつて、中學制度の根本的改革といふ點が乏しい様に思ふ。これは限られたる紙面と問題の性質上、已むなき事であつたらうと思ふが、日本の教育が全く行詰つて二進も三進も行かぬ現状にあつては甚だ物足らぬ感がある。歐米文化輸入時代の模倣に成りし學校組織、教育方針が、大改造なくして六十年間押進み來りし事が現状の行詰の根本原因故、今にして此處彼處に手を入れるもボロ家の修繕と同様に到底追付かぬ事である。されば區々たる小刀細工を排し全面的な大改革を強調して、其の實現を一日も早からしむる事が本邦教育の最も緊要事ではあるまいか。當面の問題を棄て置いていゝといふのでなく、當面の問題の改善と根本的な大改革とを並進せしめたいと主張するのである。

児玉九十「中学校教育の問題シムポジウム」解題

廣 嶋 龍太郎*

児玉九十（1888 - 1989）は大正から昭和の教育者であり、戦前においては成蹊学園の主事を経て明星実務学校（のちの明星中学校）の校長を務めた人物である。本稿では、岩波講座「教育科学」第十五冊の「中学校教育の問題シムポジウム」における児玉の提言について、講座の性格や当時の制度的背景などを踏まえて解説したい。

1. 岩波講座「教育科学」

掲載誌である岩波講座「教育科学」は、1931（昭和6）年10月から1933（昭和8）年3月まで全二〇冊が刊行されており、第十五冊は1932（昭和7）年12月に発行された。企画者は阿部重孝、城戸幡太郎の二人の教育学者であり、城戸によると、講座の刊行にあたっては「一、新しき文化建設への科学的基礎を与へ、二、単なる教育学説の独断的体系に墮せず、現代教育制度の正しき認識による教育方法の批判的発展を望み、三、特殊なる立場の偏見に捉はれず、自由なる見地から現代教育思潮の全般を正当に理解し得る」ことの三点を標榜したとされる¹。講座では、教育問題の所在を従来の教育学の矮小な枠から現代の社会問題的な領域まで拡大し、教育政策を文化政策・社会政策的視野まで高めることが試みられており、それまでの思弁的な教育学から実証的な教育科学への転換を促すことを目的としていたと評価されている²。

岩波講座「教育科学」には、全二〇冊で二四一件の記事が掲載されている。「岩波講座教育科学 附録」によると、その主要項目は以下の十八通りに分けられる³。（以下、下線は解説者による）

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| 一. 日本における教育科学の発達 六件 | 一〇. 社会教育 一三件 |
| 二. 教育の歴史 三件 | 一一. 特殊教育 一二件 |
| 三. 現代教育科学の主要傾向 三八件 | 一二. 各科教授と現代文化 四一件 |
| 四. 心身の発達 六件 | 一三. 現代生活と教育 一五件 |
| 五. 個性と性格 七件 | 一四. 社会問題と教育 一一件 |
| 六. 社会の発達と形態 四件 | 一五. 思想問題と教育 一五件 |
| 七. 教育の制度 二三件 | 一六. 民族問題と教育 三件 |
| 八. 就学前の教育 一件 | 一七. 特殊研究 一三件 |
| 九. 学校教育 一八件 | <u>一八. 教育問題シムポジウム 一二件</u> |

記事の傾向としては、「現代教育科学の主要傾向」「各科教授と現代文化」「教育の制度」の件数が多く、講座刊行の意図が反映されている。なお、児玉の提言が掲載された「中学校教育の問題シムポジウム」は「教育問題シムポジウム」に分類される⁴。

「教育問題シムポジウム」は第二冊の「国語及び国字問題シムポジウム」に始まり、第二〇冊の「大学教育の問題シムポジウム」まで計一二回掲載されている。シムポジウムの論題、提案者、掲載号は以下のとおりである。

* 教育学部 助教

- 「国語及び国字問題シンポジウム」(提案者は明示されず、第二冊)
「男女共学の問題シンポジウム」(提案者は明示されず、第四冊)
「政治教育の問題シンポジウム」(大島正徳、第九冊)
「師範教育の問題シンポジウム」(長谷川乙彦、第一一冊)
「性教育の問題シンポジウム」(野上俊夫、第一二冊)
「小学校教育の問題シンポジウム」(赤井米吉、日田権一、第一三冊)
「女学校教育の問題シンポジウム」(丸山文作、第一四冊)
「中学校教育の問題シンポジウム」(西村房太郎、第一五冊)
「入学試験の問題シンポジウム」(岡部弥太郎、第一六冊)
「高等学校教育の問題シンポジウム」(塚原政次、第一七冊)
「女子高等教育の問題シンポジウム」(松本亦太郎、藤田たき、第一八冊)
「大学教育の問題シンポジウム」(今井登志喜、第二〇冊)

第二冊の「国語及び国字問題シンポジウム」と第四冊の「男女共学の問題シンポジウム」では、テーマに対して複数の論者が個別に意見を提示しただけで総括となる記事もなかったが、第九冊の「政治教育の問題シンポジウム」から第二〇冊の「大学教育の問題シンポジウム」までは、一名から二名の提案者が提示した意見に対して複数の論者が見解や批判を述べ、最後に再び提案者からの回答が述べられる形式が採用された。ただし、提案者が一部の論者の意見に対してのみ詳細な回答をする例や、回答そのものを掲載していない例も散見されるため、厳密に形式を定めたものではなかったようである。

シンポジウムのテーマには、学校教育の問題について校種別に論じたものが複数存在する。その校種は「小学校教育」「女学校教育」「中学校教育」「高等学校教育」「大学教育」の五種類であるが、例えば「小学校教育」であれば「尋常小学校」と「高等小学校」の二種類の学校について取り扱っているように、一つのシンポジウムで複数の校種を論じることがあるため、厳密には五種類以上の校種を対象としていた。さらには、「女子高等教育」「師範教育」の二つは実質的に特定の校種を意図した内容が含まれている。それ以外のテーマとしては、「国語及び国字」「男女共学」「政治教育」「性教育」「入学試験」などがあり、それぞれ特定の教育課題を論じている。

次に、本稿の論題である「中学校教育の問題シンポジウム」を中心に検討しよう。このシンポジウムの提案者をはじめとする参加者名と当時の所属は以下のとおりである。

- 西村房太郎 (提案者・東京府立第一中学校校長)
津田信良 (東京府立実科工業学校校長)
塚原政次 (東京高等学校⁵校長)
上沼久之丞 (東京市富士尋常小学校校長)
落合寅平 (東京府立第五中学校校長)
児玉九十 (明星中学校校長)
阿部重孝 (東京帝国大学助教授)
下村海南 (朝日新聞社副社長)

シンポジウムの参加者は小学校、中学校、高等学校などの校長と、教育学者、ジャーナリストの計八名から構成されており、中学校だけでなく各学校を横断する人員が集められた。ただし、実際の誌面では肩書が掲載されていない

ため、各参加者はある程度の自由な立場で論じていたと推察される。なお、このシンポジウムの後には「入学試験の問題シンポジウム」（第一六冊）があるが、参加者の一人である津田信良が続けてシンポジウムの参加者となって提言している。さらに、同じく参加者の一人である塚原政次は、「高等学校教育の問題シンポジウム」（第一七冊）で提案者を務めている。加えて、講座の企画者である阿部重孝は、シンポジウム以外にも様々な記事に登場している。

「中学校教育の問題シンポジウム」の冒頭は、提案者の西村から「中学校の改善を要すべき問題」の中でも「もっとも緊要なる二三の問題を摘出し、大方の高教を仰ぐ」という言で始まっている⁶。西村の提案した問題とは「一 中学校修業年限問題」「二 中学教育と画一打破」「三 上級学校入学試験と大量的教育問題」の三点である⁷。

「一 中学校修業年限問題」では、当時の高等教育を修了した人材が社会に出るまでの期間が長すぎるため、大学やその前段階である高等学校、中学校の修業年限を短縮する議論が生じており、五年間の中学校修業年限を四年間に短縮する動きがあることを批判している。これについて西村は（イ）一般文化の退歩（ロ）青年創造期の教養（ハ）生徒教養に関する考察（ニ）所謂中学四年五年問題（ホ）中学修業年限短縮と地方経済、の五点の項目から詳述している⁸。

「二 中学教育と画一打破」では、中学校教育が知的教育に偏して生徒の個別的指導が不十分であり、加えて教育内容が高等教育向けの普通教育に偏して実社会の実情に疎いことを問題としている。これについて西村は（イ）学科の選択と自由時間（ロ）一種二種の分化、の二点の項目から詳述している⁹。

「三 上級学校入学試験と大量的教育問題」については個別の項目による詳述はないが、上級学校への入学試験が中学教育を準備教育にしている原因であるとして、入学試験問題の内容改善を訴え、さらには中学校の定員増による教育の混乱の改善を提言している¹⁰。

この西村の提言に対して、多くの論者が一から三の項目ごとに回答するか、あるいはそのうちの一項目をさらに細分化して四ないし五項目にわたって回答した。なお、児玉は一から三の項目に対してそれぞれ見解を示している。各論者の回答のおおよその傾向は、それに対する西村の返答の冒頭文がよく表わしている¹¹。

先輩諸氏より私の卑見に対して剴切なる御批評や親切なる御忠言を賜り、又は私の言はんと欲して能はざりし点を補足教示せられたることは、私の光栄として深く感謝する所である。唯諸氏の御批評中私に十分了解いたし兼ねる点や、又は私の論述詳かならぬ処より生ずる論難も多少散見するを遺憾とするも、私の提案中骨子とし重点とする所は概ね賛同の榮を得たるは、私の感喜措く能はざる次第である。

西村はこれに続けて「満腔の謝意を表すると共に、更に諸氏の高教に対して所感を述べ一段の啓発を煩はし度いと思ふ」と述べ、各論にわたって寄せられた意見に回答している¹²。この冒頭文が示すとおり、論者の意見は各論では賛否が分かれるものの、概ね骨子には賛同するものであった。

2. 旧制中学校の制度的変遷

次に、シンポジウムの論題である当時の中学校教育について、その制度的変遷を概観しておこう。日本における近代的な学校制度の導入は、初めに高級官僚・技術者養成機関としての大学、続いて「国民皆学」を理念とする小学校において行われ、明治初期の実態としては両者が相互に無関係のまま発達を遂げてきた。両者の中間にあたる中等教育機関は、1886（明治19）年の「中学校令」によって規定された。その第一条には「中学校ハ実業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スルモノニ須要ナル教育ヲ為ス所トス」と示され、尋常中学校と高等中学校の二段階が設けられた¹³。前者は男子に対して高等普通教育を施すことを目的とし、後者はさらにその上に精深なる程度におい

て高等普通教育を完成するものとした。

しかし、1894（明治27）年の高等学校令によって高等中学校が専門教育の機関である「高等学校」に変じることが発せられ、その第二条で「高等学校ハ専門学科ヲ教授スル所トス但帝国大学ニ入学スル者ノ為ノ予科ヲ設クルコトヲ得」と示された¹⁴。これにより、高等学校は専門教育もしくは大学予備教育を行うことが定められたことに加え、中学校としては尋常中学校のみが取り残された形となったことから、制度的には不安定な状態が続いた。

1899（明治32）年の「中学校令」は中学校の設置を基礎づけた。その第一条には「中学校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス」と示され、就業年限は五年とされた¹⁵。これにより、それまで尋常中学校のみが制度的に取り残された様態が整理された。その背景には、日清戦争後の中学校設立要求・進学要求の高揚が顕在化する中、その対応が文部省内外において中等教育制度の改革という形で議論されるようになったことがある。

このように、中等教育のはじめの五年間を担う中学校の目的が、「高等普通教育」の實踐に置かれた後は、中学校数は増加し続けた。そして大正期の後半から昭和初年の十年間に第二の急増期を迎えた。その背景には、尋常小学校六年制の完成と就学率百パーセントに近い達成、さらに第一次世界大戦後の好景気などがある。

1918（大正7）年に入ると、臨時教育会議の答申を受けて「高等学校令」が改正された。その第七条第一項には「高等学校ノ就業年限ハ七年トシ高等科三年尋常科四年トス」と示され、尋常・高等あわせて七年の高等学校課程に基づく七年制高等学校が誕生した¹⁶。なお、第二項には「高等学校ハ高等科ノミヲ置クコトヲ得」と示され、三年制と七年制の二種類の高等学校が存在することとなった¹⁷。入学資格については第十一条で「高等学校尋常科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ当該学校予科ヲ修シタル者、尋常小学校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス」と示され、第十二条で「高等学校高等科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ当該学校尋常科ヲ修シタル者、中学校第四学年ヲ修シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス」と示された¹⁸。これにより、年齢的には中学校と尋常高等学校が並立する状況が生じた。七年制高等学校尋常科は中学校と学力、年齢が一致し、就業年限が一年短縮したことになる。そこで、これに対応して高等学校（高等学校高等科）への受験資格を中学校四年修了程度としたのである。

1919（大正8）年2月、臨時教育会議の答申を受けて「中学校令」が改正された。改正では中学校の入学資格であった一二歳以上という年齢制限を撤廃し、中学校に二年の予科を設置し得るものとした。「中学校令施行規則」予科の年限は二年とされた¹⁹。

1931（昭和6）年1月、「中学校令施行規則」が改正され、その第二条に「第四学年以上ニ在リテハ第一種及第二種ノ課程ヲ編制シ生徒ヲシテ其ノ一課程ヲ選修セシム」と示された²¹。これにより、中学校に第一種、第二種の課程が置かれた。第一種は卒業後、実務に就く者の課程、第二種は上級学校進学者のための課程で、中学三年次または四年次から両課程に分けるといふものであり、特別の事情のある時は第一種及び第二種課程の一方を欠くことも可能であった²²。上述のとおり、1899（明治32）年の中学校令以来、中学校は高等普通教育を目的としたが、実際には高等教育の予備教育になっていた。当時、多数の中学卒業生は実務に就いていたにもかかわらず、中学校の教育課程は進学者向けにできており、進学準備と実務者養成の二重性は中等教育の課題であったが、中学校は進学準備教育へと傾斜していた。これについては、昭和初年から中学生の急増によって中学校が急増していたので、全国一律のカリキュラムを廃して、土地の状況に応じた中学校を設けることができるように二種の課程を置くことにしたと指摘されている²³。

一種課程は進学準備化した中学校教育を是正して、實際生活に即した勤労を尊ぶ教育をしようとするものであり、過去に1894（明治27）年の「尋常中学校実科規定」で示された実科中学校と同様の考え方で実施された。このため、一種・二種を問わず全生徒に新たに「公民科」「作業課」を課したり、一種課程の設置を中学校に強制したりする事態が発生した。これはかつて実科中学校の設置が自由に任されたために失敗した先例を教訓にしたからである。これ

第6図 大正8年

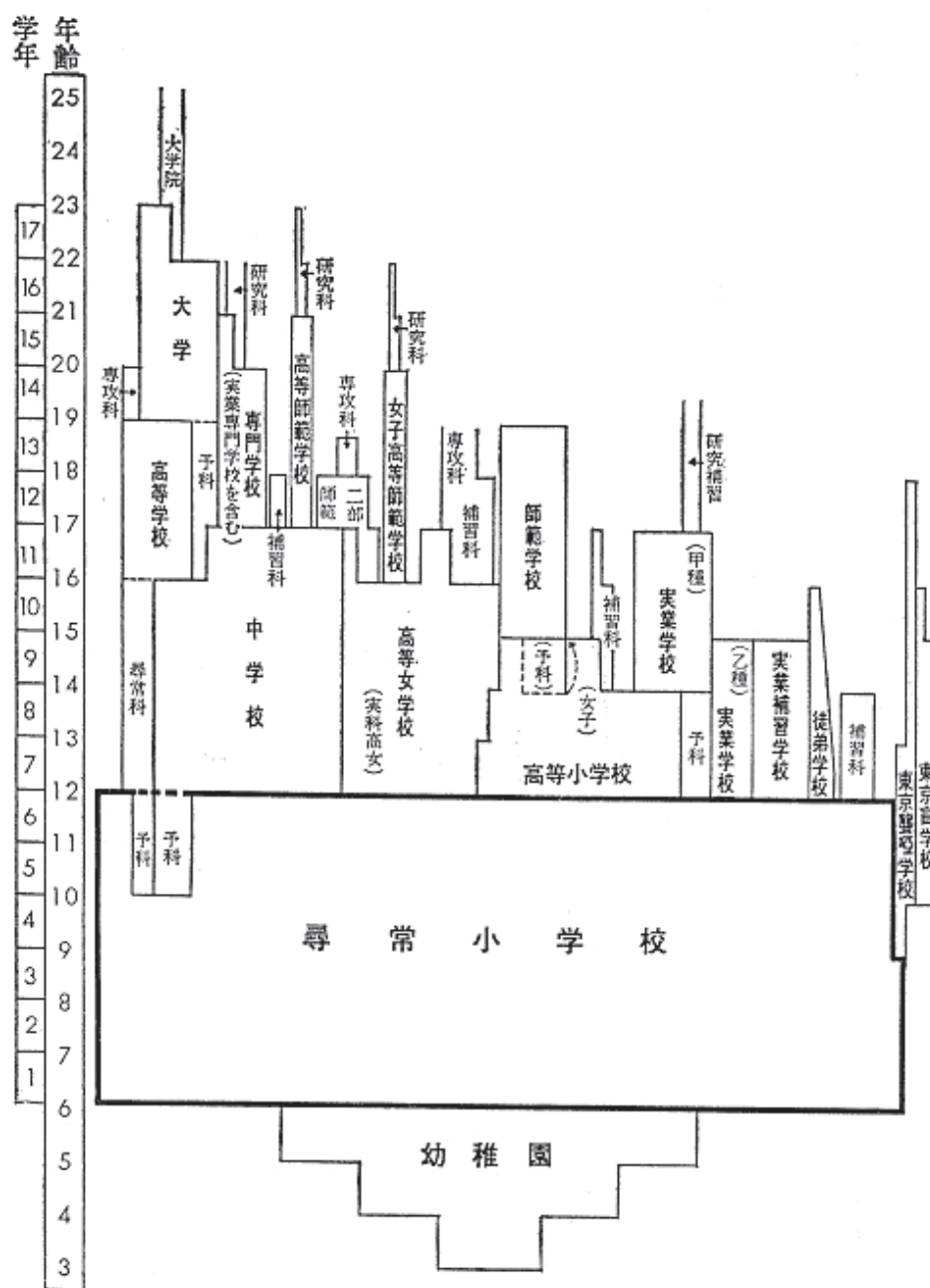


図1 大正八年の学校体系 (文部省『学制百年史』資料編より)²⁰

により、「実業」を必修科目とする一種課程は全国の中学校に置かれるようになったが、それを希望する生徒は少なく、各中学校は成績によって一種課程への編入を強制したため、一種課程は中学生の嫌悪的になったと指摘される²⁴。このような一種・二種の課程は生徒に差別観を抱かせるとして、1943（昭和18）年の「中等学校令」では従来の第一種・第二種課程の編成はこれを廃止することが示されたのである²⁵。

さて、これらの制度的変遷を踏まえて「中学校教育の問題シムポジウム」に視点を戻せば、「一 中学校修業年限問題」での「中学四年五年問題」は、修業年限が五年間である中学校と並んで高等学校が成立し、その入学資格を「中学校第四学年ヲ修了シタル者」としたことに起因したものであるし、また、「二 中学教育と画一打破」での「一種二種

の分化」については、その制度が成立してから廃止されるまでの過渡期にあたる中学校の状況が反映されたものと考えられるのである。

3. 「中学校教育の問題シンポジウム」における児玉九十の立場、提言および評価

すでに指摘したように、岩波講座「教育科学」の「中学校教育の問題シンポジウム」は、その参加者を中学校関係者だけにとどめず各学校の立場を代表する校長や関係者から構成していた。実際の誌面には各論者の所属は明記されておらず、ある程度自由な立場から発言されていたと考えられるものの、その所属を見る限り当時明星中学校の校長職にあった児玉が、私立中学校の校長としての立場から参加していたことが推察できるのである。

先に挙げたように、西村がシンポジウムの末尾で参加者の批評に対して示した回答には個別の意見に論及する部分がある。その文中には児玉の意見に対する評も登場するため、ここで引用しておきたい²⁶。

私は中等教育の問題を提案するに当り、今少し詳細に私の態度を述べて置く要があつたと後に気付いたのである。言ふまでもなく現下中学校教育改革の根本問題は、何と云つても全系統に互る学制改革である。これが完成せられない間は、修業年限問題の解決も、画一打破の実行も、又は上級学校入学試験方法の改善も決して根本的にはできるものではない。畏友落合、児玉両君のご批評の中にも、或は私が何故学制改革に対する意見を論述せなかつたかを怪しみ、又はこの根本問題を把握せずして年限問題や一種二種の施設を云々するは、姑息退嬰不都合千万である、何ぞ進んで教育全般の大改革を策せざるやとのお叱りを蒙り、(略)私は喜んで諸氏の忠言に傾聴する共に、私の疎漏を陳謝するものである。

児玉は中学校の教育目標として「人間一生の土台陶冶」と「大衆の中堅幹部性(リーダーシップ)」を掲げ、結論で、中学制度の根本改革に切り込む視点が不足していると示しているが、西村はそれを認めて「疎漏を陳謝」するとしているのである。

次に西村は、修業年限に関して詳述する際にも、児玉の言に触れて以下のように評している²⁷。

修業年限に関しては、塚原氏、落合氏、児玉氏の五年を最低限とする私見に賛成であり、(略)落合、児玉両先生は私の新説を丁寧に補足して、「学年短縮論者は棒ちぎりのわからずや」と叫び、「中学校の年限を減じて大学の年限短縮などと云ふのは全く羊頭狗肉の誤魔化しと云ふ可きである」と説き、(略)総て中学校を四年で打ち切ることに反対せられている。

「児玉の補足」は後者の「中学校の年限を減じて大学の年限短縮などと云ふのは全く羊頭狗肉の誤魔化しと云ふ可きである」であろう。西村は、中学校年限短縮の問題の起源を大学・高等学校の年限短縮に失敗したことによる繰り下げの弊害とする自説に対して、児玉の強い賛同が得られたことを評価しているのである。

さらに西村は、中学教育の画一打破に関して詳述する際に、児玉の言を取り上げて以下のように評している²⁸。

中学教育の画一を打破する為に中学校を二種に分化することに就いては、(略)児玉氏は画一打破にはそれもよからうが要するに姑息の案で、今少し根本的に全般的に考察する要があると、高所大所よりの理想論を述べられたのであった。(略)私はこの制度が二年後には是非全国的に実施せねばならぬ当面の急務であるから、其の施設経営の方法に関して今少しく詳細なるご意見を承りたかしも、誌面の都合上止むを得ぬとして私には茲に

は唯常に高所大所より研究を怠らぬと共に大目的に近づくべき方法に対しては、仮令一步半歩たりとも努力して行くことは何事に限らず成功の秘訣であると信ずるが故に、この点に関しては更に適當の考慮を払はれんことを児玉君に申しあげて置く。

西村は、まず現実を一步半歩たりとも進めるよう努力するべきであって、高所からの児玉の批評を「理想論」と指摘している。ここには、公立中学校の校長であり、かつ文政審議会に参加して教育制度改革に参画していく西村の立場が表わされている。そこからは、成蹊学園主事の時代から私学の運営を引き受けた上で明星中学校の校長職に就いた児玉の立場との相違を窺うことができるであろう。

注

- 1 「岩波講座教育科学 附録」岩波書店、1933年参照。なお、シンポジウムは複数の論者による記事によって構成されるが、全体として一件と数えている。
- 2 細谷俊夫ほか編『新教育学大事典』第2巻、1990年、183-184頁。
- 3 前掲書「岩波講座教育科学 附録」参照。
- 4 本稿では、各シンポジウムのタイトルは原文通り「シンポジウム」とし、解説文ではすべて「シンポジウム」で統一した。
- 5 1921年（大正10年）11月に設立された官立の七年制高等学校（旧制）である。
- 6 「岩波講座教育科学」第十五冊、岩波書店、1932年、3頁。
- 7 同上。
- 8 同前書3-5頁。
- 9 同前書、11-14頁。
- 10 同前書、23-25頁。
- 11 同前書、67頁。
- 12 同上。
- 13 文部省内教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第三巻、龍吟社、1938年、150頁。
- 14 同前書、207頁。
- 15 文部省内教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第四巻、龍吟社、1938年、154-155頁。
- 16 文部省内教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第五巻、龍吟社、1939年、234頁。
- 17 同上。
- 18 同前書235頁。
- 19 同前書246頁。
- 20 文部省編『学制百年史』資料編、1972年、373頁。（画像は文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpbz198102/hpbz198102_2_185.html 参照、2010/11/14確認）
- 21 文部省内教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第七巻、龍吟社、1939年、234-245頁。
- 22 同前書、235頁。
- 23 名倉英三郎『日本教育史』八千代出版、1984年、166頁。
- 24 同上。
- 25 文部省編『学制百年史』記述編、1972年、584-585頁。
- 26 前掲書「岩波講座教育科学」第十五冊、67-68頁。

27 同前書、69頁。

28 同前書、71-72頁。

追記：本文中の旧漢字については適宜新漢字に改めた。